

## 第6章 成果目標と活動指標

### 1 本章の内容と目的

本章は、国の「障害福祉サービス及び障害児通所支援などの円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）」に即して、計画期間中における施策の成果目標や障害福祉サービス等の見込量などを定め、本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

### 2 成果目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国の基本指針》

- ・令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とします。
- ・令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和4年度末時点	目標値 (令和8年度末)
地域生活移行者数※	3人 (令和3年度と令和4年度の移行者数の合計)	13人 (令和6年度から令和8年度までの合計人数)
施設入所者数	209人	212人

#### ▼目標値の考え方

- ・国の基本指針を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年における地域生活移行者数は、令和4年度の施設入所者数の6%以上である13人として設定します。
- ・一方で、障害の程度や介護者の高齢化により施設入所のニーズは依然高く、施設入所の待機者は令和5年8月末時点で52人であり、入所者数を減少させることは実態として難しいため、施設入所者数の目標値は令和5年8月末時点と同数とします。

※施設入所からグループホーム等に移行した者の数

(2) 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等が有する機能の充実

《国の基本指針》

・令和 8 年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討することとします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和 4 年度末時点	目標値 (令和 8 年度末)
地域生活支援拠点の数	1 か所 (面的整備)	1 か所 (面的整備)
コーディネーターの 配置人数	4 人	4 人以上
年 1 回以上の運用状況 の検証・検討	実施	実施

▼目標値の考え方

・当市は複数の事業所が連携して地域生活支援拠点の機能を担う「面的整備」を進めており、拠点登録している相談支援事業所にコーディネーターが配置されているので、令和 8 年度末時点においても同等以上の体制が確保されていることを目標とします。  
 ・また、引き続き、上越市自立支援協議会において、地域生活支援拠点の運用状況を検証、検討することとします。

②強度行動障害を有する者への支援体制の充実

《国の基本指針》

・令和 8 年度末までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和 4 年度末時点	目標値 (令和 8 年度末)
強度行動障害を有する 者への支援体制の有無	無	有

▼目標値の考え方

・国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度末までに強度行動障害など重い障害のある人の緊急事態をあらかじめ想定し、緊急時には障害福祉サービス事業者と連携して適切な支援が提供できる体制を整えます。また、緊急時の支援だけでなく、住まいの場や日中活動の提供なども含め、サービス提供のスキルアップを進めるよう研修やコンサルテーションを実施できる環境を整えます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行

《国の基本指針》

- ・ 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護）を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する者を令和 3 年度の移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とします。
- ・ 就労移行支援事業を通じた移行者数を 1.31 倍以上とすることを基本とします。
- ・ 就労継続支援 A 型事業を通じた移行者数をおおむね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業を通じた移行者数をおおむね 1.28 倍以上とすることを目指します。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和 3 年度実績値	目標値 (令和 8 年度中)
福祉施設から一般就労への移行者数	36 人	47 人
就労移行支援事業所からの移行者数	26 人	35 人
就労継続支援 A 型事業所からの移行者数	4 人	6 人
就労継続支援 B 型事業所からの移行者数	3 人	4 人

▼目標値の考え方

- ・ 国の基本指針を踏まえ、令和 3 年度の各実績に指針の増加率を乗じた数値を目標に設定します。

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合

《国の基本指針》

- ・ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和 4 年度実績値	目標値 (令和 8 年度中)
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 5 割以上の事業所の割合	41.7%	50%

▼目標値の考え方

- ・ 国の基本指針を踏まえた目標設定とします。

### ③就労定着支援事業の利用者数

《国の基本指針》

- ・令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和3年度実績値	目標値 (令和8年度中)
就労定着支援事業の利用者数	18人	26人

#### ▼目標値の考え方

- ・国の基本指針を踏まえ、令和3年度実績の1.41倍以上である26人で設定します。

### ④就労定着率<sup>※</sup>が7割以上の就労定着支援事業所の割合

《国の基本指針》

- ・令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和4年度実績値	目標値 (令和8年度中)
就労定着率7割以上の事業所の割合	12.5%	25%

#### ▼目標値の考え方

- ・国の基本指針を踏まえた目標設定とします。

※過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

①障害児支援の提供体制

《国の基本指針》

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。
- ・次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である。
  - (1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
  - (2) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
  - (3) 地域のインクルージョン機能
  - (4) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ・なお、地域の実情により児童発達支援センター未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。
- ・保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とします。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和4年度末時点	目標値 (令和8年度末)
児童発達支援センターの設置	無 〔ただし、こども発達支援センターが地域の中核的な支援機能を有している。〕	無 〔ただし、障害福祉の主管課と地域の中核的な支援機能を有することも発達支援センターにおいて、重層的な支援体制の整備を進める。〕
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3か所	3か所

▼目標値の考え方

- ・福祉課とこども発達支援センターにおいて、重層的な支援体制の整備を進めるとともに、保育所等訪問支援等を活用しながら障害のある児童の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進します。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所については、運営事業者と連携をしながら、引き続き、受入体制を確保します。

## ②医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

### 《国の基本指針》

<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。</li> </ul>
--

### 《当市の目標値》

項目	【参考】令和4年度末時点	目標値 (令和8年度末)
医療的ケア児支援のための協議会の場	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	2人
▼目標値の考え方		
<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本指針を踏まえ、引き続き医療的ケア児支援のための協議会の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。</li> </ul>		

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

### 《国の基本指針》

<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とします。</li> <li>また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とします。</li> </ul>
---

### 《当市の目標値》

項目	【参考】令和4年度末時点	目標値 (令和8年度末)
基幹相談支援センターの設置	1か所	1か所
地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	有
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の有無	有	有
▼目標値の考え方		
<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本指針を踏まえ、市直営による基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援拠点として総合的な相談業務や地域の相談支援体制の強化などに取り組みます。</li> <li>自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行います。</li> </ul>		

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

《国の基本指針》

- ・令和 8 年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和 4 年度末時点	目標値 (令和 8 年度末)
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有	有
▼目標値の考え方		
・国の基本指針を踏まえ、引き続き各法人等が連携した研修の実施や多職種連携による支援体制の強化に向けた取組を実施します。		

### 3 活動指標

#### (1) 障害福祉サービスの見込量

##### ① 訪問系サービス

※1 か月当たりの見込量

サービス名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
居宅介護	時間	3,920	4,000	4,079	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	297	303	309	
重度訪問介護	時間	2,160	2,880	3,600	前期計画期間の実績及びニーズを踏まえ利用者数と利用時間の増を見込む
	人	6	8	10	
同行援護	時間	263	263	263	前期計画期間の実績を踏まえ増減なしと見込む
	人	25	25	25	
行動援護	時間	83	86	89	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	25	26	27	
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	当該サービスの提供事業所の開設見込みがないため
	人	0	0	0	

##### ② 日中活動系サービス

※1 か月当たりの見込量

サービス名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
生活介護	人日	10,584	10,940	11,314	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	566	585	605	
自立訓練 (機能訓練)	人日	37	37	37	前期計画期間の実績を踏まえ増減なしと見込む
	人	8	8	8	
就労選択支援	人	0	20	30	R7 年度からの新規サービス
自立訓練 (生活訓練・日中)	人日	1,009	1,043	1,077	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	59	61	63	
自立訓練 (生活訓練・夜間)	人日	965	1,027	1,094	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	34	36	39	
就労移行支援	人日	1,251	1,251	1,251	R4、R5 年度の実績を踏まえ見込む
	人	74	74	74	
就労継続支援 (A 型)	人日	1,234	1,421	1,608	ニーズがあることから年間10 人の利用者増を見込む
	人	66	76	86	
就労継続支援 (B 型)	人日	10,354	11,206	12,124	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	620	671	726	
就労定着支援	人	21	21	21	前期計画期間の実績を踏まえ増減なしと見込む
療養介護	人	71	71	71	前期計画の実績及び事業所の定員増による利用者増を考慮し見込む
短期入所 (福祉型)	人日	1,589	1,694	1,806	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	227	242	258	
短期入所 (医療型)	人日	37	43	50	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	6	7	8	

※ 単位のうち「人日」は、利用見込人数に1人1月当たり平均利用見込日数を乗じたものです。



③ 居住系サービス

※1 か月当たりの見込量

サービス名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
自立生活援助	人	6	6	6	R5 年度と同水準を見込む
グループホーム	人	254	264	282	R5 年度の実績及び新規利用ニーズや事業所の開設見込みを考慮し見込む
施設入所支援	人	212	212	212	R5 年 8 月末時点と同水準の利用を見込む

④ 相談支援

※1 か月当たりの見込量

サービス名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
計画相談支援	人	476	516	561	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
地域移行支援	人	3	3	3	前期計画期間の実績を踏まえ増減なしと見込む
地域定着支援	人	31	32	33	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む

(2) 障害児通所支援等の見込量

① 障害児支援

※1 か月当たりの見込量

サービス名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
児童発達支援	人日	318	371	424	取組強化により対象者増を見込む
	人	60	70	80	
放課後等デイサービス	人日	3,619	3,891	4,186	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	332	357	384	
保育所等訪問支援	人日	23	23	23	定員をもとに見込む
	人	15	15	15	
居宅訪問型児童発達支援	人日	4	4	4	R5 年度と同水準の利用を見込む
	人	1	1	1	
障害児相談支援	人	142	153	165	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む

※ 単位のうち「人日」は、利用見込人数に 1 人 1 月当たり平均利用見込日数を乗じたものです。

② 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

項目	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2	R5 年 9 月時点の配置人数: 2 人 現配置人数を維持する

(3) 発達障害者等に対する支援

項目	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	人	受講者数 15  実施者数 2	受講者数 15  実施者数 2	受講者数 15  実施者数 2	受講者数は「丁寧な親子コミュニケーション支援」の参加者数の実績を踏まえ見込む  実施者数は「丁寧な親子コミュニケーション支援」に関わる、こども発達支援センターの保育士の実績を踏まえ見込む
ピアサポートの活動への参加人数	人	68	68	68	前期計画期間中の実績を考慮し見込む

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2	上越圏域障害者地域生活支援連絡会議「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援部会」の開催実績を踏まえ見込む
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	36	36	36	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2	
精神障害者の地域移行支援	人	2	2	2	サービスの見込量と精神障害者の利用実績を考慮し見込む
精神障害者の地域定着支援	人	19	20	20	
精神障害者の共同生活援助	人	72	72	72	
精神障害者の自立生活援助	人	5	5	5	
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	27	28	29	

(5) 相談支援体制の充実・強化のための取組

項目	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
基幹相談センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	50	50	50	基幹相談センターや拠点機能強化事業による相談支援事業所が抱える困難ケースへの専門的な指導・助言の件数
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件	12	12	12	地域生活支援拠点等機能強化事業における、専門的な人材の確保・育成の促進を目的とした研修会の開催
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	24	24	24	地域生活支援拠点等機能強化事業における、連携会議の回数
個別事例の支援内容の検証の実施	回	12	12	12	地域生活支援拠点等機能強化事業における、専門的な人材の確保・育成の促進を目的とした研修会の開催
基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1	令和5年10月現在0人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数	回	3	3	5	自立支援協議会の開催回数
	団体	18	18	18	R5年度の自立支援協議会の委員数と同水準を見込む
協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）	部会	4	4	4	こども部会、相談支援部会、くらし部会、権利擁護部会
	回	4	4	4	年4回専門部会を開催する

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

項目	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	人	2	2	2	前期計画期間中の実績を考慮し見込む
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する実施回数	回	1	1	1	年に1回、自立支援協議会の中でサービスの実施状況を共有する。

## 4 地域生活支援事業の見込み

### ① 必須事業

※年間の利用見込量

事業名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
理解促進研修・啓発事業	—	実施	実施	実施	啓発事業を継続実施
自発的活動支援事業	—	実施	実施	実施	発達障害のある人の交流の場の提供を継続実施
相談支援事業					
障害者相談支援事業	箇所	12	12	12	地域包括支援センターにおける障害者相談支援を継続
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	市直営による基幹相談支援センターを設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	—	実施	実施	実施	地域包括支援センターにおける相談体制を継続
住宅入居等支援事業	—	-	-	-	実施体制の検討を行う
成年後見制度利用支援事業	件	20	20	20	助成対象の拡充等を踏まえ見込む
成年後見制度法人後見支援事業	—	実施	実施	実施	継続実施
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数	454	476	498	実績を踏まえ利用者増を見込む
手話通訳者設置事業(福祉相談業務)	人	1	1	1	継続して配置
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件	12	12	12	実績を踏まえ見込む
自立生活支援用具	件	28	28	28	
在宅療養等支援用具	件	24	24	24	
情報・意思疎通支援用具	件	39	39	39	
排せつ管理支援用具	件	4,394	4,394	4,394	
住宅改修費	件	7	7	7	
手話通訳養成研修事業	人	9	9	9	実績を踏まえ見込む

事業名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
移動支援事業	人	468	489	512	実績を踏まえ利用者増を見込む
	延時間	2,884	3,034	3,228	
移動支援事業実績内訳					
個別支援型・グループ支援型（ガイドヘルパー派遣）	人	468	489	512	実績を踏まえ利用者増を見込む
	延時間	1,512	1,581	1,654	
車両移送型（福祉バス運行等）	人	-	-	-	実績を踏まえ利用者増を見込む（R4 実績に1割ずつ増加。コロナ前に回復傾向）
	延時間	1,332	1,453	1,574	
地域活動支援センター機能強化事業	—	実施	実施	実施	継続実施

② 任意事業

※年間の利用見込量

事業名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
その他事業					
訪問入浴サービス	か所	3	3	3	実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	200	213	227	
生活訓練等	人	66	66	66	実績を踏まえ見込む
日中一時支援	人	126	120	114	実績を踏まえ利用者減を見込む
点字・声の広報等発行	人	35	35	35	実績を踏まえ見込む
奉仕員養成研修	人	22	22	22	実績を踏まえ見込む
自動車運転免許取得・改造助成	件	15	15	15	実績を踏まえ見込む